

審 査 基 準 表
(宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム構築業務委託)

審査項目	審 査 内 容	配点	総合
全体方針	事業の趣旨や目的を十分に理解しているか。	5	15
	業務委託仕様書を踏まえた内容で業務の目的が達成される企画となっているか。	5	
	本業務を受託するにふさわしい同程度の業務実績や熟練度を有しているか。	5	
台帳システム (基本機能)	利用者が利用しやすいシステムとなっているか。	10	30
	データの登録、検索、出力が容易にできる仕様になっているか。	10	
	システム導入後、利用者自らが対応できる範囲が広く、システムの維持管理に手間やコストがかからない仕様になっているか。	10	
公開システム (基本機能)	排出事業者等が利用しやすいシステムとなっているか。	10	10
システム (提案事項)	事務処理の管理効率化につながる独自の提案が示されているか。	20	20
構築体制	業務実施に必要な人材や体制が確保されているか。	5	10
	実施スケジュールは適切か。	5	
運用・保守	運用・保守の体制は十分か。また、操作研修などシステムの利用に関するサポート体制はできているか。	5	5
価格	【構築】 経費の積算は妥当であるか（以下の計算式で採点）。 $\{1 - (\text{提案額} / \text{上限額})\} \times 5$	5	10
	【運用・保守】 経費の積算は妥当であるか（以下の計算式で採点）。 $\{1 - (\text{提案額} / \text{上限額})\} \times 5$	5	
合 計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
 なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である360点（満点600点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である360点（満点600点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

「システム基本機能」、「システム提案事項」及び「価格」以外は下記を基準に係数を乗じた点数とする。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案